

## 利用者のために

### 1 2003年漁業センサスの概要

#### (1) 目的

漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁業の背景の実態を総合的に把握し、水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的とする。

#### (2) 根拠法令

調査は、統計法（昭和22年法律第18号）、統計法施行令（昭和24年政令第130号）、漁業センサス規則（昭和38年農林省令第39号）及び漁業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成15年5月20日付け農林水産省告示第776号）に基づいて行った。

#### (3) 調査期日

調査は、平成15年（2003年）11月1日現在で行った。

#### (4) 調査の種類、範囲、対象、調査の系統及び調査の方法

調査の種類		調査の範囲	調査の対象	調査の系統	調査の方法
海面漁業調査	漁業経営体調査	海面に沿う 市区町村	漁業経営体	農林水産省   都道府県   市区町村   調査員	調査員による調査 客体への面接 聞き取りの方法 {一部項目（会社、 官公庁・学校・試験 場については全部） は、自計申告する方 法による。}
	漁業従事者世帯調査		漁業従事者世帯		
	漁業管理組織調査		漁業管理組織	農林水産省   地方農政局   統計・情報 センター	
	海面漁業地域調査		漁業地区 漁業集落		
内水面漁業調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業 経営体の所在する 市区町村	内水面漁業経営体 湖沼漁業経営体 内水面養殖業経営体	農林水産省   地方農政局   統計・情報 センター   (調査員)	調査員又は統計・ 情報センター職員に よる調査客体への 面接聞き取りの方 法（一部項目は、自 計申告する方法に よる。）
	内水面漁業地域調査	河川・湖沼の うち共同漁業権が 設定されている 内水面漁業地域	内水面漁業地域 内水面漁業集落	農林水産省   地方農政局   統計・情報 センター	統計・情報センタ ー職員による調査 客体への面接 聞き取りの方法
流通加工調査	水産物流通機関調査	全国の市区 町村	魚市場 水産物卸売業者 水産物買受人	農林水産省   地方農政局   統計・情報 センター   (調査員)	調査員又は統計・ 情報センター職員 が調査客体へ調 査票を配付し、自 計申告する方法
	冷凍・冷蔵、水産加工 場調査		冷凍・冷蔵工場 水産加工場		

2 本資料利用上の注意

(1) 数値について

- ア この結果報告書は、海面漁業調査のうち、県において実施した漁業経営体調査及び漁業従事者世帯調査についてのみ抽出し作成したものであり、概数値である。  
この報告書の発刊後に農林水産省から公表される数値をもって確定値とする。
- イ 「概要」解説文中の各表の構成比、増減率については四捨五入しているため、合計が100とならない場合がある。
- ウ 表中に使用した符号は、次のとおりである。  
「-」：事実のないもの  
「0」：単位に満たないもの  
「▲」：負数又は減少したもの  
「X」：秘密保護上数値を公表しないもの

(2) 調査の定義及び約束事項

ア 海面漁業調査

調査期日前1年間 漁業経営体	平成14年11月1日から平成15年10月31日の期間をいう。 調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、調査期日前1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体を除く。
漁業経営体階層	漁業経営体が「調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類」又は「調査期日前1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (a) 調査期日前1年間に主として営んだ漁業種類(販売額1位の漁業種類)により決定した経営体階層。 大型定置網、小型定置網、地びき網及び海面養殖の各階層。 (b) 調査期日前1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。 上記(a)以外の経営体は、使用漁船の種類及び動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの15経営体階層とした。 なお、船外機付船のみを使用した経営体で(a)に該当する以外は、すべて1トン未満階層とした。 また、動力漁船の合計トン数には、専用船(遊漁にのみ用いる船、買い付け用の鮮魚運搬船等)のトン数は含んでいない。
漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層のうち、漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網、地びき網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	経営体階層のうち、動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	経営体階層のうち、動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
経営組織区分	漁業経営体を経営業態別に分類する区分をいう。

個人経営体	個人で漁業を自営する経営体をいう。 ただし、調査期日前1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の経営体を除く。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいい、会社、漁業協同組合、漁業生産組合、共同経営、官公庁・学校・試験場に区分している。
会社	商法又は有限会社法に基づき設立された合名会社、合資会社、株式会社及び有限会社をいう。
漁業協同組合	水産業協同組合法(昭和23年12月15日法律第242号)に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会で漁業を営んだものをいう。
漁業生産組合	水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合で漁業を営んだものをいう。
共同経営	二人以上(法人を含む)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。
官公庁・学校・試験場	官公庁・学校・試験場のうち漁獲物又は収穫物を販売したものをいう。
漁業制度	
大臣許可漁業	漁業法(昭和24年12月25日法律第267号)に基づいて政令により定められた漁業(「指定漁業」と称される。)で農林水産大臣の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。
知事許可漁業	漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業(法定知事許可漁業)及び都道府県漁業調整規則で知事の固有の判断に基づき独自に規定した漁業で、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業をいう。
大臣承認漁業	農林水産大臣の承認がなければ営むことができない漁業をいう。
漁業権漁業	都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利を有する漁業で共同漁業、区画漁業、定置漁業が含まれる。
自由漁業	海面で自由に営むことのできる漁業をいう。
その他の漁業	以下の漁業をいう。 (a) 官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業 (b) 海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業 (c) 農林水産大臣に届出を行って営む漁業
漁業種類	(a) 「主とする漁業種類」 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。 (b) 「営んだ漁業」 漁業経営体が調査期日前1年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
漁船	調査期日前1年間に漁業経営体が漁業生産のために使用し、調査期日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船(まき網における灯船、魚群探索船、網船等)を含む。 ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しな

活魚販売	<p>い船（遊漁にのみ用いる船、買い付け用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>貝類以外の漁獲物を活魚槽、魚槽により生かして水揚げし、活魚として出荷することを目的として、生きている状態（泳ぎ）で販売したものをいう。</p> <p>なお、漁業者が特に生かすための措置を講じなくても生きている状態のものは含めず、卸売市場に出荷した段階で活められるものについては含めることとする。</p>
漁業従事者世帯	<p>調査期日前1年間に生活の資として賃金報酬を得ることを目的とし、漁業経営体に雇われて又は共同経営に出資従事して30日以上漁業の海上作業に従事した人がいる世帯をいう。</p>
最盛期の海上作業従事者数	<p>各漁業経営体において、調査期日前1年間に営んだすべての海面漁業を通じて最も多くの人が漁業の海上作業に従事した時期の人数をいう。従って、最盛期の海上作業従事者数を合計したものは漁業従事者数の実数とはならない。</p>
漁業の陸上作業	<p>漁業に関する作業のうち、漁船・漁網等生産手段の修理・整備、漁具、漁網、食料品の積み込み作業、出漁・帰港時の漁船の引き下ろし、引き上げ、悪天候時の出漁待機、餌の仕入れ及び調餌作業、真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業、漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業、自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業等、自営漁業の管理運營業務で海上作業以外のすべての作業をいう。</p>
陸上作業のみ最多従事者数	<p>調査期日前1年間に営んだすべての海面漁業を通じて、陸上作業のみを行った人が最も多かった時期の人数をいう。</p>
経営体の専兼業分類	
専業	<p>個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。</p>
第1種兼業	<p>個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。</p>
第2種兼業	<p>個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。</p>
経営主の就業状態	
自営漁業のみ	<p>個人経営体の経営主（自営漁業経営の意志決定を行う等責任を持つ人）で、自営漁業以外の仕事に従事していない者をいう。</p>
自営漁業が主	<p>個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業の従事日数が自営漁業以外の従事日数を上回る者をいう。</p>
自営漁業が従	<p>個人経営体の経営主で、自営漁業以外の仕事にも従事し、自営漁業以外の従事日数が自営漁業の従事日数を上回る者をいう。</p>
基幹的漁業従事者	<p>個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自営漁業の海上作業従事日数が最も多い者をいう。</p>
自営漁業の経営主	<p>自営漁業の経営に責任を持っている者をいう。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の帰属先であ</p>

自営漁業の後継者	個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で調査期日前1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営者になる予定の者をいう。
漁業世帯 漁業就業者	個人漁業経営体及び漁業従事者世帯を総称したものをいう。 漁業世帯の世帯員のうち、満15歳以上で調査期日前1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。
沿岸漁業就業者	漁船非使用漁業、無動力船及び10トン未満の動力船を使用する漁業、定置網漁業並びに地びき網漁業及び海面養殖業に従事した漁業就業者をいう。
沖合・遠洋漁業就業者 漁業管理組織	沿岸就業者以外の漁業就業者をいう。 漁場又は漁業種類を同じくする複数の漁業経営体からなる集まりであって、自主的な漁業資源の管理、漁場の管理又は漁獲の管理を行う組織で文書による取り決めのあるものをいう。
運営主体 漁業経営体の集団	漁業管理組織を運営する組織の形態別分類をいう。 複数の漁業経営体が漁業協同組合等既存の組織によらず自主的に組織化し、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の単一組織	漁業協同組合が漁業管理の運営主体となって、漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の連合組織	複数の漁業協同組合が連合して漁業管理に関する取り決めを行い、これを実践しているもの又は漁業協同組合連合会が主体となって漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の下部組織	漁業協同組合が組織した漁業種類別部会、青年部等の下部組織が主体となって漁業管理を実践しているものをいう。
漁業協同組合の任意組織	漁業協同組合の組合員が、独自に組織した漁業種類別部会等が主体となって漁業管理を実践しているものをいう。
その他の団体の組織 漁業管理組織の範囲	上記以外のものをいう。 漁業管理組織に参加している漁業経営体が所在する範囲をいう。
漁業地区	漁業地区とは、市区町村の区域内において共通の漁業条件の下に漁業が行われる地区として、共同漁業権を中心とした地先漁場の利用等漁業に係る社会経済活動の共通性に基づいて農林水産大臣が設定するものをいう。
漁業集落	漁業地区の漁港を核として、当該漁港の利用関係にある漁業世帯が居住する範囲を、社会生活面の一体性に基づいた居住範囲のうち、漁業世帯が4戸以上存在するものをいう。
漁業権放棄	漁業地区の地先海面の共同漁業権、区画漁業権及び定置漁業権の区域内で、平成10年1月1日から平成14年12月31日までの5年間に漁業権放棄に関する契約の調印が行われたものをいう。
藻場	アマモ、ガラモ等の海藻が繁茂し、陸上の森林の様相を呈するもので、その面積が1ha以上のものをいう。
干潟	日常干潮帯に露出する砂泥平底で、干潮時における平均的な面積が1ha以上のものをいう。

植 樹 活 動	森林がもたらす栄養分に富んだ水の安定供給、保水機能、良質の土砂の供給等により魚介類を保育する目的で山に木を植え、その保育作業をすることをいう。
魚 付 き 林 造 成	水面に対する森林の陰影、投影、魚類等に対する養分の供給、水質の汚濁防止などの作用により魚類の生息、繁殖を助ける目的で設けた海岸林を造成することをいう。
海 浜 部 清 掃 活 動	環境保全の観点から漁業地区の周辺部で住民及び漁業者が個人ではなく集団で行った清掃活動をいう。
漁 業 系 廃 棄 物	漁業生産活動による老朽・破損等により生じる廃棄物のうち、F R P 船、漁具、漁網及び漁獲物の残滓のことをいう。
F R P 船	船殻の主要部分である外板等にF R P（強化プラスチック）を用いている船をいう。
漁 具 ・ 漁 網	ナイロン、プラスチック等の化学製品又は金属を材料とする漁具・漁網をいう。
魚 箱	水揚げ、出荷等に使用する発泡スチロール、プラスチック等の化学製品を材料とする魚箱をいう。
遊 漁 案 内 業 者	漁船、遊漁案内船等を使用して遊漁者を漁場に案内することを業とする者又は遊漁者から料金を徴収して潮干狩り、観光地びき網等を行わせることを業とする者をいう。
遊 漁 者	レクリエーションを目的として、海面において水産動植物を採捕する者をいう。
漁 業 体 験	地びき網、定置網、底びき網等の網等の漁業を実際に体験できる活動をいう。
漁 村 体 験	食品加工、郷土料理の実習、マリンレジャー、ホエールウォッチング等の体験ができる漁村体験型余暇活動（ブルー・ツーリズム）をいう。
イ 内水面漁業調査	
内 水 面 漁 業 経 営 体	湖沼漁業経営体及び内水面養殖業経営体をいう。
湖 沼 漁 業 経 営 体	調査期日前1年間に共同漁業権の存する天然の湖沼及びその他の湖沼で農林水産大臣が定める湖沼において水産動植物の採捕の事業又は内水面（浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖は除く）において養殖の事業を、利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として営んだ世帯又は事業所をいう。
内水面養殖業経営体	調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るため、内水面において販売を目的として計画的かつ持続的に投じ（餌）又は施肥を行い、養殖用又は放流用種苗の養成若しくは成魚を養成した世帯及び事業所をいう。ただし、水田養魚は除く。
湖 沼 漁 業 従 事 者 数	調査期日前1年間に湖沼漁業経営体が湖上作業に従事した日の中で、通常の状態とみられる日の従事者数をいう。
自 営 漁 業 の 後 継 者	調査期日前1年間に自営漁業に従事した人のうち、将来自営している漁業の経営主になる予定の人をいう。
内 水 面 漁 業 地 域	内水面における漁業権行使区域により区分されている水域及びこれに接続する地域として農林水産大臣が定めるものをいう。

内水面漁業集落	内水面漁業地域の一部において、一定の地理的領域と社会的領域によって成立している地域社会をいう。
ウ 流通加工調査	
魚市場	調査期日前1年間に漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第1段階の取引を行った市場をいう。
水産物卸売業者	魚市場において、調査期日前1年間に出荷者から卸売のため水産物の販売委託を受け又は買い受けて、当該魚市場で卸売の業務を行ったものをいう。
水産物買受人	当該市場において、調査期日前1年間に水産物卸売業者から買い受けた水産物を販売した法人又は個人（売買参加人を含める。）をいう。
衛生管理施設	HACCP、一般衛生管理等により、食品の品質・衛生管理の向上を図ることを目的として整備されたものをいう。
魚類等の残滓	選別・処理の段階で排出される雑魚、魚の内臓、貝殻及び養殖のへい死魚等をいう。
冷凍・冷蔵工場	陸上において主機10馬力（7.5kw）以上の製氷・冷蔵・冷凍施設を有し、調査期日前1年間に水産物（のり冷凍網を除く。）を冷凍し又は低温で貯蔵した事業所をいう。
水産加工場	販売を目的として調査期日前1年間に水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所をいう。